

佐賀県外国人日本語力向上支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、在住外国人にとって暮らしやすい・働きやすい環境を整備し、佐賀県への定着・定住の促進を図るため、在住外国人（外国人労働者等）向けの日本語研修を実施する補助事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助事業者

- ・県内で外国人を雇用している事業者等
- ・出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）第19条の23に規定する登録支援機関
- ・外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第10項に規定する監理団体（同法の施行前においては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の技能実習の項の下欄に規定する団体を含む。）

(2) 補助事業

- ・補助事業者が県内で雇用する外国人向けに、自らが費用を負担して行う日本語研修等事業（研修機関等に委託して行う日本語研修事業及び研修機関等が実施する日本語研修等への参加を含む。）
- ・監理団体又は登録支援機関が日本語研修事業を実施する場合は、その費用の全部を事業所が負担する事業ではないこと。（補助金額と事業所からの徴収金の合計が事業費総額を超過する場合は、超過分について補助金額の減額等の調整対象とする。）
- ・外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第10条第2項7号に定める入国後講習ではないこと。

(3) 補助事業者が県内で雇用する外国人

- ・在留資格及び常勤・非常勤に関わらず、補助事業者が雇用する外国人であって、県内の事業所等で勤務する者等。

(4) 日本語研修

- ・外国人の日本語力に合わせたカリキュラムが提供される研修。
- ・対面、オンラインでの形式に関わらず、指導・質問対応等が実施される研修。ただし、オンライン形式の場合は、受講定員が10人以下の研修を対象とする。
- ・補助事業の対象となる外国人に事業経費の負担が発生しない研修。

(交付の対象経費、対象期間、補助率・補助上限額)

第3条 補助金の交付対象経費、対象期間及びこれに対する補助率（補助上限額）は次の表のとおりとする。

対象経費	対象期間	補助率・補助上限額
補助事業に要する経費のうち、講師謝金、講師旅費、会場費、委託料、受講料、テキスト代、交通費、印刷費、消耗品費、日本語能力試験等の受験料（カリキュラムの一環として試験を含む場合のみ）、その他知事が適当と認める経費	交付決定の日から当該年度の2月末日まで。	(補助率) 1/2以内 (補助上限額) 200千円 ※算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる経費は対象経費から除外する。

- (1) 交付の決定の日より前に発生した経費
- (2) 消費税及び地方消費税その他租税公課
- (3) 国又は地方公共団体等の他の補助金を受けている又は受けることが確定している経費
- (4) 見積書、契約書、納品書、領収書等で契約・支払金額が確認できない経費

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日までとし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第4条第3項に規定する補助金の交付に係る適正な申請書が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は概ね20日とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- (5) 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次のアからキのいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極

的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 補助事業者は、前号のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

(7) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助対象経費の区分間の20%以内の金額の変更である場合は、この限りではない。

2 前項第7号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日以内又は事業実施年度の3月5日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第7条 知事は、補助事業の完了に係る前条第2項の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 この補助金は、概算払で交付することができるものとする。

2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第4号及び様式第5号のとおりとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助事業者が第5条第1項第5号又は第6号の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

3 知事は、前2項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、令和6年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。